

信書便制度に関する説明会

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で489者が特定信書便事業に参入しています。利用側としては、本社支店間や本庁支所間の文書送達などに活用が考えられ、自治体では信書便利用により経費削減につながっている例もあります。

説明会第1部では、信書とは何か、信書便の制度及びサービスの利用例等についてを、第2部では事業参入手続きの概要を説明いたします。

佐久市:平成 29 年 2 月 14 日(火) 14:00から
佐久平交流センター 第2会議室 (佐久市佐久平駅南4-1)

飯田市:平成 29 年 2 月 15 日(水) 13:30 から
飯田市地域交流センター 会議室 1(飯田市本町1-15 りんご庁舎 2F)

■第1部(約60分) 【信書便利用者・事業参入希望者対象】

『信書便制度の概要』

- 内容: 信書とは何か、信書の定義や信書の正しい送達について、ご説明するとともに、信書便法の概要や信書便制度の仕組みをご説明いたします。
また、文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例をご紹介します。

■第2部(約25分) 【事業参入希望者対象】

『信書便事業の参入手続き』

- 内容: 特定信書便事業を行うためには、総務大臣の許可が必要です。特定信書便事業への参入を検討されている方を対象に事業開始までの大まかな流れ、申請に必要な事項及び許可基準等について概要をご説明いたします。

- 申込方法: 参加を希望される方は**2月6日(月)までに**、添付のFAX送信票に団体名、住所、氏名、連絡先等をご記入の上、FAXでお申込みください。第1部のみの参加も可能です。定員は各会場とも25名(先着順)です。(参加費: 無料)
- 申込先: 総務省信越総合通信局 信書便監理官 沖田
〒380-8795 長野市旭町1108
電話: 026-234-9932 FAX: 026-234-9969

主催: 総務省 信越総合通信局